音更町昭和商学校条例

（設置）

第１条　本町における地域産業の活性化、人材の育成等を図るための拠点として、多様な働き方を推進するとともに、地場産品を活用した新商品の開発及び製造のほか、産学官連携、地域共創等による新規事業の創出及び起業を目指す者の支援を図り、もって本町の持続的な発展に資するため、音更町昭和商学校（以下「昭和商」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　昭和商の名称及び位置は、次のとおりとする。

（１）名称　音更町昭和商学校

（２）位置　音更町字東和東１線１９番地

（事業）

第３条　昭和商において行う事業は、次に掲げるものとする。

（１）農畜産業、商工業、観光業その他の地域産業の活性化に向けた事業

（２）農商工観連携、農畜産業の６次産業化等に向けた事業

（３）地域産業の担い手の確保、人材の育成等に向けた事業

（４）産学官連携、地域共創等による新規事業及び起業の創出に向けた事業

（５）関係人口、交流人口等の創出に向けた事業

（６）地域におけるデジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた事業

（７）前各号に定めるもののほか、昭和商の設置目的を達成するために必要な事業

（使用の許可）

第４条　昭和商を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

２　町長は、前項の許可をする場合において、昭和商の運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

（使用の制限）

第５条　町長は、昭和商を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

（１）公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき。

（３）施設、附帯施設、附属設備又は備付物件（以下「施設等」という。）を滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。

（４）前３号に定めるもののほか、公益上又は昭和商の管理運営上支障があると認めるとき。

（使用料）

第６条　昭和商の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

２　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

３　町長は、使用者が特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入する場合であって、設置等に伴い発生する費用があるときは、その実費相当額を使用料に加算して徴収することができる。

（使用料の減免）

第７条　町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第８条　既納の使用料は、これを還付しない。ただし、町長が特に認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第９条　使用者は、使用の許可を受けた目的以外に昭和商を使用し、使用許可の全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

（使用者及び来場者の遵守事項）

第１０条　使用者及び来場者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）許可なく昭和商内で物品の配布、販売、募金等の行為を行わないこと。

（２）許可なく昭和商内で広告宣伝物を掲示し、配布し、又は設置しないこと。

（３）昭和商内の所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

（４）施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに町長に届け出ること。

（５）指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。

（使用許可の取消し等）

第１１条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、その賠償の責めを負わない。

（１）使用許可の条件に違反したとき。

（２）この条例に違反したとき。

（３）第５条各号のいずれかに該当したとき。

（４）使用申請の内容に偽りがあったとき。

（原状の回復）

第１２条　使用者は、使用が終わったとき、使用を停止されたとき又は使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用箇所を原状に回復しなければならない。

２　使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用は使用者が負担するものとする。

（損害賠償）

第１３条　使用者は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は損傷したときは、町長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第１４条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が規則で定める。

附　則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

別表（第６条関係）

項	施設	区分	使用料	備考
１	貸事務所	１年・１平方メートル当たり	３,３００円	
２	フリーエリア	（１）シェアオフィスとしての使用の場合　１年当たり	２４,０００円（郵便ポスト及びロッカーの使用料を含む。）	シェアオフィスとは、昭和商を拠点に、新たなビジネスの創出や起業、地域産業の活性化や担い手の確保等に資する事業を実施する者であり、かつ、国税や地方税を滞納していない者であって、本町の持続的な発展を図るため、町長が適当と

				認めるものが、フリーエリアの一部を占用することなく使用し、かつ、法人登記を行った上で事務所として使用することをいう。
		（２）貸切使用の場合 ９：００～１３：００ １３：００～１７：００ ９：００～１７：００	 ５,０００円 ５,０００円 １０,０００円	貸切使用とは、フリーエリア並びに隣接する貸事務所、個室及びシェアスペースであって、使用の許可を受けた者がいないものの全部又は一部を占用して使用することをいう。
		（３）（１）及び（２）以外による使用の場合	０円	
３	個室	１時間当たり	１００円	
４	シェアスペース	１時間当たり	２００円	
５	シェアキッチン	９：００～１３：００ １３：００～１７：００ ９：００～１７：００	１,５００円 １,５００円 ３,０００円	

備考

１　別表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。

２　使用する施設ごとの区分に応じて使用料に使用年数、使用時間数又は使用面積を乗じて算出するものとする。ただし、別表第２項の（２）及び第５項については、使用時間の区分に応じた使用料の額とする。

３　使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。

４　使用時間に１時間未満の端数があるときは、これを１時間とする。

５　別表第１項について、使用許可を受けた面積に１平方メートル未満の端数があるときは、小数点以下第３位の数を四捨五入するものとする。

６　別表第１項及び第２項の（１）について、使用許可の期間が１年に満たないとき又は１年に満たない期間があるときは、当該期間については月割計算により算出した額とする。ただし、使用許可の期間が１月に満たないとき又は１月に満たない期間があるときは、当該期間を１月として算出するものとする。

７　前２項の規定により算出した使用料に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

８　次の場合は、第２項の規定により算出した使用料に当該額の１００分の１００に相当する額を加算する。ただし、町長が昭和商の設置目的を達成するために必要なものであると認めるときは、この限りでない。

（１）宣伝、展示、販売等を伴う営利活動のために使用する場合

（２）入場料、会費等を徴収して使用する場合（営利を伴う場合に限る。）